令和８年度　人権教育全体計画　江戸川区立篠崎第三小学校

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

学校の教育目標

かがやけ　篠三っ子

かんがえる子　がんばる子
やさしい子　けんこうな子

目標策定の方針

○地域社会の願い
・篠崎の町のよき一員として育ってほしい。

○保護者の願い
・誰とでも仲よくできる子に育ってほしい。

○児童の願い
・楽しく学校に通いたい。

人権教育の目標
○基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、一人一人の資質や能力を伸ばす。
○偏見をなくし、自他を尊重する心情や態度を育てる。

人権教育に関する指導の実態把握
・学校評価（自己評価）
・保護者、地域の方々による外部評価

目指す幼児・児童・生徒像
（低）友達と仲良く遊ぶ子　話をよく聞く子
（中）友達と助け合ったり、協力し合ったりする子
（高）相手の気持ちを考えて行動する子　全校のために進んで働く子

人権教育を通じて育てたい資質・能力
児童一人一人が互いに大切な存在であることを実感できるように、人とのかかわりを大切にする。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
児童の発達段階を考慮し、各教科・道徳・特別活動等の教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別を無くし、自分の大切さ、他人の大切さを認めることができるようにし、行動や態度に現われるようにする。

学年・学級経営
- 学級の一員としての存在感をもつことができる学級作り
- 特別支援学級との交流
- 言動をはじめとする教育環境の整備
- 問題に対する早期発見、解決
- 家庭、地域、関係諸機関との連携
- 学級満足度調査の実施

日常的な指導
・生活指導の目標や計画と連携し、学校全体で共通した指導や取り組みを行う。
・敬称をつけた呼名や言葉遣いの配慮。

教科等の指導
・生活や総合的な学習の時間、道徳、社会等の指導と連携し、人権感覚を養うための課題や問題点を取り上げる。

人権教育の年間指導計画のための方針
- 学校、家庭、地域社会における生活経験などの身近な問題を取り上げる。
- 交流や対話の機会を取り入れた体験学習を取り入れる。
- 各教科等の相互の関連を図り、効果的な指導方法や内容を工夫する。

教職員の研修
- 生活指導研修会
（児童理解のための情報交換、外部講師による講演、フレンドシップサポート演習等）
- 特別支援教育に関する授業研究
- 授業改善を図る授業研究

校種間の連携
- 小中連携の日
- 小中連絡協議会

家庭・地域との連携
- 学校説明会
- 学校公開
- 保護者会
- 学校アンケート
- 図書ボランティア
- 地域での働く体験